

Ⅲ

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

経済・社会のグローバル化、単身世帯の増加など世帯構成の変化、正社員以外の労働者の増加など雇用・就業環境の変化等が進む中、これまであまり表面化してこなかった新たな問題が見えるようになってきました。

ひとり親家庭、高齢者、若年層といった人たちの中で、経済的自立が困難であったり、就業機会が不足していたり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、困難な課題に直面する人が増加しており、特にコロナ禍においてその深刻化が懸念されています。

現実にこの状況に置かれている男女が、個人のみで課題を解決することは極めて難しく、行政による公助だけでなく、企業、NPOや地域社会等による共助による支援を実施しながら、最終的には、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮できるようにすることは、都の男女平等参画社会の理念を実現するためにも必要です。

支援に当たっては、抱える課題が男女により異なる場合も多いことから、男女平等参画の視点に配慮した対応が求められます。

また、障害者であることや、性的少数者であることなどを理由として困難な状況におかれている場合もあり、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女平等参画社会の実現に向けて、多様性を尊重するとともに本項に掲げる対象以外にも、困難を抱える人々、そのことに自ら声を上げられない人々を取り残すことなく、それぞれの事情に応じた取組を推進していくことが必要です。

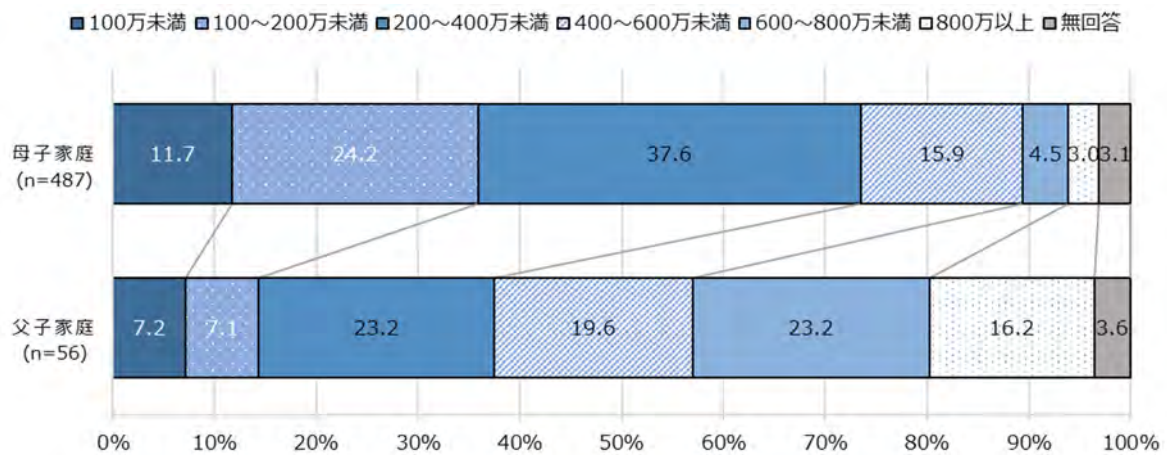
Ⅲ. 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

1 ひとり親家庭への支援

■ 現状・課題

- 令和3年の都内におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が約114,600世帯、父子世帯が約23,500世帯と推計されています。
- 平成29年度東京都福祉保健基礎調査によると、母子世帯の89.9%、父子世帯の91.1%が就業しています。雇用形態をみると、母親では、正規の職員・従業員の割合が42.5%、パート・アルバイトが32.0%であるのに対し、父親では、正規の職員・従業員が78.4%、自営業が5.9%となっています。
- 母子世帯の年間収入(図Ⅲ-1)は、200万円未満が全体の35.9%、200～400万円未満が37.6%となっています。父子世帯では200万円未満の割合は、14.3%、200～400万円未満が23.2%です。
- 現在困っていること(図Ⅲ-2)としては、母子世帯では「家計」(73.6%)、「子供の教育・進路・就職」(55.7%)を挙げる人が多く、経済的な自立に向けた支援を特に必要としていることがうかがえます。一方、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」(55.6%)、「子供の世話」(55.6%)、「家事」(25.9%)、「仕事」(25.9%)となっており、生活面での支援を特に必要としていることがうかがえます。
- 内閣府男女共同参画局のコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の緊急提言ではコロナ下においてシングルマザーの収入減少、生活困窮が訴えられており、ひとり親家庭への支援強化が必要とされています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、子供が保育や教育を受ける機会の確保も含めて、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。また、忙しいひとり親が多く、情報のなかから必要な支援を見つけ出すことができるような情報発信も重要です。
- また、母子家庭、父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。そのため、母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進める必要があります。

<(図Ⅲ-1)母子世帯と父子世帯の平均年間収入(東京都)>



資料：東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健基礎調査」より作成

<(図Ⅲ-2)ひとり親世帯になって現在困っていること(複数回答)-母の年齢階級別(東京都)>

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	親族の健康・介護について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (345)	73.6	30.4	16.2	4.9	20.0	11.3	21.7	55.7	8.7	2.6
30歳未満	100.0 (13)	<u>76.9</u>	23.1	7.7	15.4	-	-	30.8	38.5	30.8	-
30~39歳	100.0 (101)	<u>75.2</u>	35.6	18.8	4.0	17.8	4.0	38.6	47.5	5.0	2.0
40~49歳	100.0 (176)	<u>73.9</u>	29.5	17.0	5.7	17.6	14.8	14.8	60.8	10.2	2.8
50歳以上	100.0 (55)	<u>69.1</u>	25.5	10.9	1.8	36.4	16.4	10.9	58.2	5.5	3.6

(注)父子世帯は総数が27世帯のため省略した

資料：東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健基礎調査」

■ 都のこれまでの主な取組

- 東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施してきました。また、区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置、多摩地区のひとり親家庭への相談体制の強化を図ってきました。
- ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援ボランティア事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行ってきました。

■ 取組の方向性

- ひとり親家庭の様々な問題について相談に応じることができるよう、相談体制の整備を進めるとともに、ひとり親家庭に対する適切な支援を行う必要があります。併せて、ひとり親家庭が必要とする支援に関する情報を包括的に提供していく必要があります。
- ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、就業支援、子育て支援や生活の場の整備、経済的支援等、総合的な対策を行う必要があります。

<都に求める取組>

- ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげるための相談体制を充実させる必要があります。
- ひとり親家庭のより安定した就業に向けた支援とともに、就職に有利な資格取得等の支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、ひとり親家庭になった直後など家事や育児等の日常生活に支障を抱える家庭への生活支援や、必要な時に子育て支援サービスを適切に利用できるようにするための体制の充実、子供の学習支援等、多様な支援が必要です。
- ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、引き続き、児童扶養手当・児童育成手当の支給や母子及び父子福祉資金の貸付等の経済的な支援が必要です。
- ひとり親家庭の就労継続に不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備が必要です。

<都民・事業者に求められる行動>

- 地域において、NPOや当事者団体等の連携により、ひとり親家庭を支援していくことが望まれます。

2 高齢者への支援

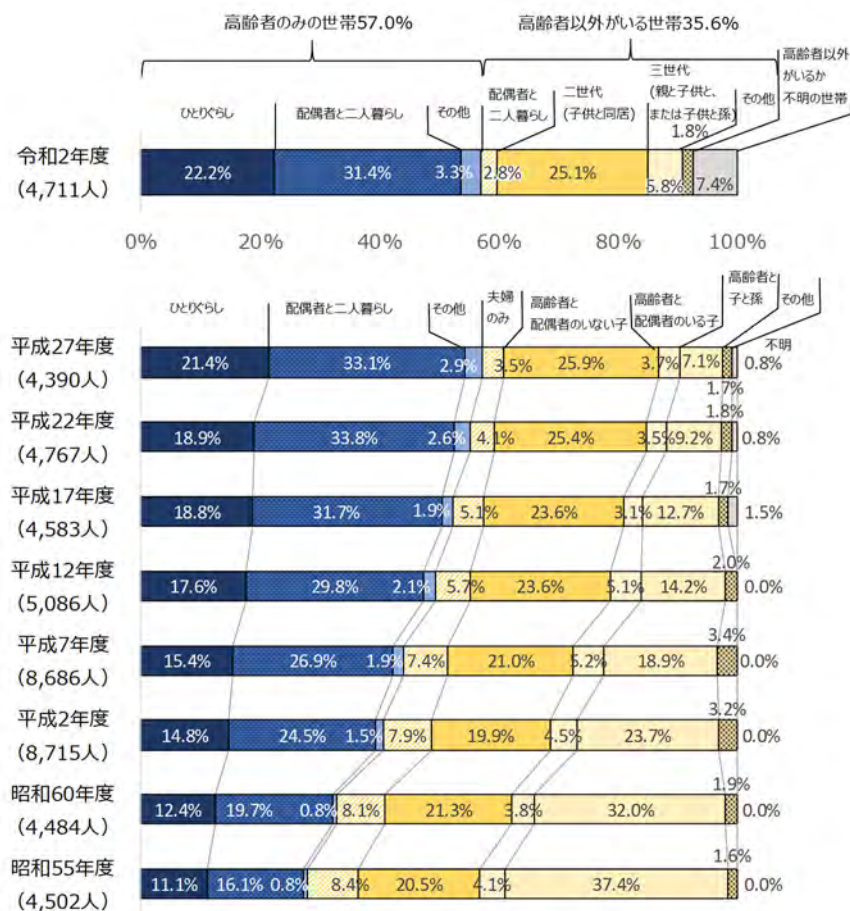
■ 現状・課題

- 令和3年9月時点で、日本の65歳以上の高齢者の人口に占める比率は29.1%です。都内においても23.4%を超える状況となっており、男女比率を見ると、65歳以上では6割弱、75歳以上では6割以上が女性で占められています。
- また、高齢夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯は、増加傾向にあります。令和2年度東京都福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』の結果(図Ⅲ-3)によると、世帯構成を世帯類型別で見ると、「高齢者のみの世帯」の割合は57.0%で、調査を開始した昭和55年から増加傾向にあります。このうち、「ひとり暮らし世帯」の割合は、高齢者全体の22.2%を占めています。
- 同調査において、高齢者本人に、介護をしている相手がいるかどうかをたずねたところ「介護している」の割合が14.3%となり5年前から3.5ポイント上昇しています。介護の相手として最も多いのは配偶者で36.8%、次いで親が27.4%となっています。
- 男女とも相対的貧困率は高齢期に上昇する傾向がありますが、総じて男性よりも女性の貧困率は高く、その差は高齢期になるとさらに拡大傾向が見られます。
- 内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査」では、高齢者自身が将来に何らかの不安を感じていることとして、「自分や配偶者の健康や病気のこと」については、およそ7割で1番大きく、次いで「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」がおよそ6割となっています。
- また、内閣府の「高齢者の経済生活に関する意識調査」によると、全国の60歳以上の単身世帯の男性については、電話や電子メールも含めた会話の頻度が「2～3日に1回」以下の者がおよそ29%にものぼります。さらに、内閣府の「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」によると、近所付き合いの程度においては、一人暮らしの男性は「付き合いがほとんどない」が約17%と高い結果が出ています。地域ぐるみで高齢者、とりわけ単身男性を見守るとともに、介護や医療分野とも連携して、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。
- 一方、家庭での介護が長期間にわたることによる家族の介護疲れ等を背景に、高齢者虐待が生じています。東京都の「令和元年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、家庭内で虐待を受けた高齢者の75.7%が女性です。一方、虐待者は息子が39.3%、夫が18.7%など男性の割合が多くなっています。虐待の種類としては、身体的虐待が64.1%、心理的虐待が45.8%となっています。虐待の相談・通報者として、介護保険サービスを受けているケースでは介護支援専門員の割合が高く、介護保険関係者との連携を強めることにより、虐

待防止及び虐待を受けた高齢者の早期発見・早期対応を図ることも重要です。

- 令和2年度東京都福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」の結果によると、何歳頃まで働ける社会が理想であるかきいたところ、「70歳頃まで」が31.2%、「75歳頃まで」が21.8%、「80歳頃まで」が10.4%、「80歳以上で働けるまで」が11.4%で、合わせて74.8%でした。一方、「60歳頃まで」と「65歳頃まで」を合わせた割合は12.6%であり、長く働き続けることを希望する高齢者が多いことがうかがえます。
- 総務省「統計からみた我が国の高齢者（65歳以上）」（平成25年）によると、東京都の65歳以上女性の就業希望者比率は、8.6%と全国で1位となっています。
- 就業を希望する高齢者がこれまでの知識・経験などを活かして他の世代とともに雇用や就業の場で活躍したり、社会活動に参加したりしていくことは、高齢者自身の生きがいになるだけでなく、東京の活力の向上にもつながります。
- 人生100年時代にあって、これまで培ってきた経験等が活かされ最も充実した時期を過ごせるよう自らの希望に応じた、仕事や学び、趣味、地域活動ができるよう様々な支援を展開するとともに、健康維持の取組が重要となってきます。

<(図Ⅲ-3)『高齢者の生活実態』世帯類型－過去調査との比較>



資料：東京都福祉保健局「令和2年度高齢者の実態調査調査結果の概要」

■ 都のこれまでの主な取組

- 高齢者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進のため、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度や、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ってきました。
- 東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援してきました。

■ 取組の方向性

- 高齢者を地域で見守る体制を整備し、地域ぐるみでの高齢者支援体制を充実させる必要があります。
- 高齢者の培ってきた知識と経験を効果的に活かすことができる就業機会の確保に向けて、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供するとともに、企業に対する啓発を実施する必要があります。
- 就業に限らない高齢者の積極的な社会参加を促すため、高齢者のニーズを踏まえた支援策を周知する必要があります。
- 生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするため、高齢者が社会生活を営むうえで必要な機能を維持し、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸を目指すことが必要です。

＜都に求める取組＞

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していける環境と支援体制を整備する必要があります。
- 都民に直接働きかけるとともに、区市町村等の健康づくりの推進主体の取組を支援し、連携を促進することで、都民の健康づくりを推進する体制を整備する必要があります。
- 高齢者の知識と経験を活かすため、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供する必要があります。
- 高齢者が自己の能力や経験を生かして働くことや学ぶこと趣味を楽しむこと、地域参加などにチャレンジできる環境整備、仕組みづくりや学びの場など情報提供を行う必要があります。
- 高齢者が自分らしく輝くための健康維持に向けた支援が必要です。
- 高齢者をはじめ、誰もが自由に行動できるようなまちづくりを推進することが必要です。

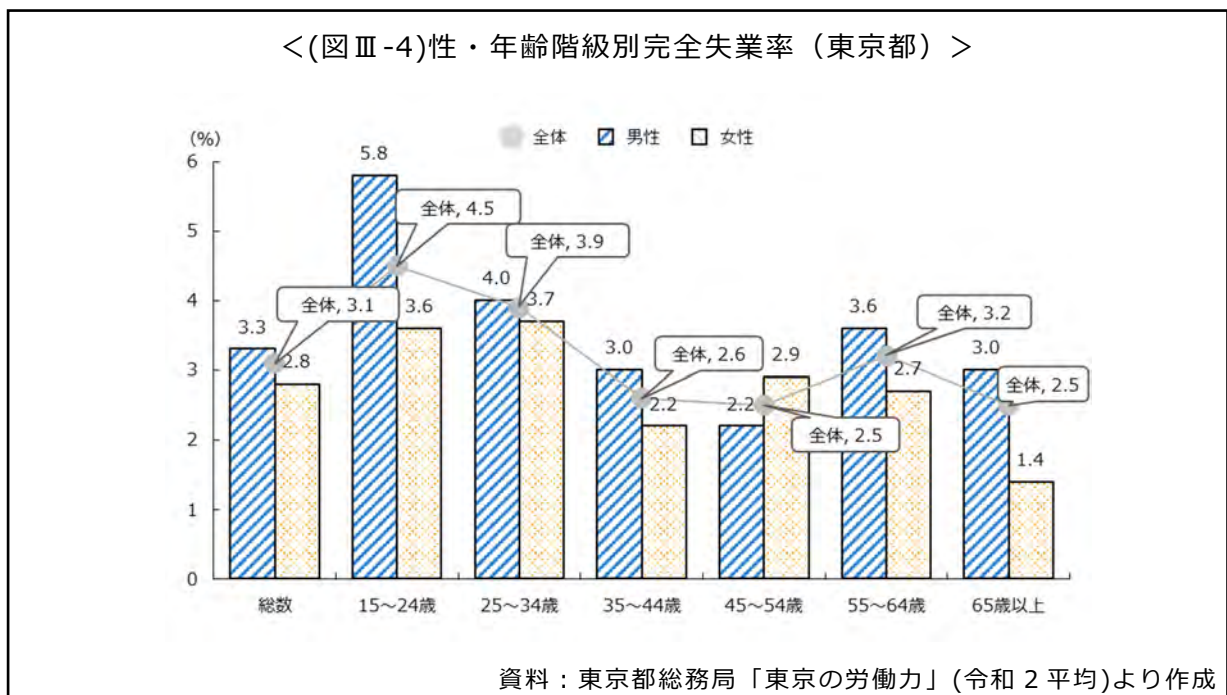
＜都民・事業者に求められる行動＞

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していけるよう、地域の見守りネットワークの充実を今後も進めていく必要があります。
- 高齢者が自己の能力や経験を生かして活躍できる場を広げていくことで、高齢者が蓄積してきた知識・経験、技術などを社会に還元できるように努めていく必要があります。

3 若年層への支援

■ 現状・課題

- 産業構造の変化等の影響により、雇用形態が多様化する中で、若年層を中心に、パート・アルバイト、派遣・契約社員などの正社員以外の労働者が増加しています。また、東京都総務局「東京の労働力」(図Ⅲ-4)によると、都における15～24歳の男性の失業率は令和2年平均で5.8%と、男性全世代平均の3.3%と比べて高くなっています。また、同じく都における15～24歳の女性に関して、失業率は3.6%で、女性全世代平均の2.8%より高くなっています。
- 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」によると、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の賃金を比較した時、20歳～24歳においては、「正社員・正職員」を100とした時、「正社員・正職員以外」の賃金は、男性だと86、女性だと84にとどまっています。そして、年齢が上がるほど、格差も拡大する傾向にあります。
- また、厚生労働省の「平成30年若年者雇用実態調査」によると、正社員以外で働いている全国の15～34歳の若年労働者のうち、男性の約5割と女性の約4割は今後正社員として勤務することを希望しています。
- 男性も女性も、多様化する雇用形態の中から、自分の将来を見据えた長期的な視点から働き方の選択ができるよう、若い段階から、キャリアデザインを描く機会を創っていくことが重要です。



■ 都のこれまでの主な取組

- 若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開してきました。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングを行うとともに、セミナーや合同企業説明会、企業見学等を行い、若者を就業に結びつけてきました。
- 就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供し、若者のキャリアデザイン意識の醸成に取り組んできました。

■ 取組の方向性

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を充実させることが必要です。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援が必要不可欠です。
- 男性も女性も、社会構造のあり方も視野にいれ、若いうちからキャリアデザインを描くことができるよう支援をしていくことが必要です。

<都に求める取組>

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を整備する必要があります。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を実施していく必要があります。
- 男性も女性も、社会構造のあり方も視野にいれ、若いうちから人生のライフイベントを見据えた、長期的な視点に立って、キャリアデザインを描くことのできる支援を行うことが必要です。

<都民・事業者に求められる行動>

- 地域において、NPOやPTA等の連携により、若年層の就業支援に取り組む必要があります。
- 事業者団体において、若年層と企業とのミスマッチを解消するための取組を検討していく必要があります。
- 若年層を正社員として雇用するための様々な取組について検討する必要があります。

4 障害者への支援

■ 現状・課題

- 平成28年4月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法（以下「法」という。）が施行されました。法は、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。
- 平成30年には東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「条例」という）が施行され、法で努力義務としている民間事業者の合理的配慮の提供を義務としました。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた当事者が求める適切な配慮の提供が必要です。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、障害者であることを理由として差別が行われたりすることのないよう、啓発活動や適切な相談対応などに取り組んでいく必要があります。

■ 都のこれまでの主な取組

- 障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指してきました。

■ 取組の方向性

- 法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、環境の整備に取り組む必要があります。
- 特に障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めることが必要です。
- 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していくことが必要です。

＜都に求める取組＞

- 法・条例の趣旨を踏まえた上で、職員が適切に対応するために、都は、職員対応要領に基づき、具体的な取組を進める必要があります。
- 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めることが必要です。
- 障害のある女性は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その状況に応じた適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めることが必要です。
- 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応することが必要です。
- 障害者をはじめ、誰もが自由に行動できるまちづくりを推進していく必要があります。

＜都民・事業者求められる行動＞

- 都民一人ひとりが、法の目的と内容を理解し、それぞれの立場において自発的に取り組むことが必要です。
- 令和3年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、今後3年以内に施行されます。法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務となり、事業者は、適切に対応することが必要です。

5 性的少数者への支援

■ 現状・課題

- 「性」は、出生時に判定された性別（身体の性）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たちは、性的少数者（性的マイノリティ）などと呼ばれています。
- 性的少数者の人たちの中には、自分の性自認あるいは性的指向を打ち明けることで相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。また、日常生活の中での偏見や差別など、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。
- 都は、平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記しました。さらに、条例に基づき、令和元年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、性的少数者であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発活動に取り組む必要があります。
- また、性的少数者の不安や悩みに対応し、差別などを受けた場合に備えた、適切な相談対応などに取り組む必要があります。
- 令和3年10月から実施した都民等調査では、同性パートナーシップ制度について、約7割の回答者が性的少数者の方々への必要な施策として挙げており、性的少数者の人権尊重とともに、多様な性に関する都民理解の促進につながることから、都においても制度の導入が求められます。

■ 都のこれまでの主な取組

- 啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行ってきました。
- 東京都人権プラザにおいて、人権相談を実施してきました。

■ 取組の方向性

- 性的少数者への偏見や差別が人権侵害であることを周知するため、啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していく必要があります。

<都に求める取組>

- 性的少数者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。また、行政や企業を始め、様々な団体との連携を図りつつ、啓発に取り組んでいくことが必要です。
- 当事者の声や都民の意見を踏まえた同性パートナーシップ制度を導入する必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 性的少数者への偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指すことが必要です。